



国自安第10号
平成27年4月28日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長



国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアルの改訂について

国際海上コンテナは、効率的な海陸複合一貫輸送が可能であることから、現在、国際物流の中心的地位を占めており、また我が国の物流においても、その重要性はますます高まっております。しかしながら、国際海上コンテナの自動車運送については、速度超過や緊締装置／ツイストロック不備といった貨物自動車の運転等に起因する事故の問題のほか、封印状態で運送されるという特殊性により、運転者がコンテナ内貨物の重量、品目、積付けに関する情報を十分に把握できない上、安全上問題のあるコンテナが見つかった場合でも現場の作業員や運転者のみの判断で対応することは難しいため、現場対応に関する関係者間で情報伝達が行われることが望まれています。

このため、平成17年12月に国土交通省等は「国際海上コンテナの陸上における安全輸送WG」において、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」を作成し、平成25年6月にては「国際海上コンテナの陸上運送に係る安全輸送会議」において、同ガイドラインの一部を改訂するとともに、同ガイドラインの詳細の取組事項を記した「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」を策定しました。

今般、国際海上コンテナの陸上運送の安全確保のために、重量超過や偏荷重等の不適切コンテナの発見に寄与する機器の開発や普及が進んできていること、また、国際的な取組である「IMO/ILO/UNECE貨物輸送ユニットの収納のための行動規範」が平成27年1月より発行されたことから、これらに対応するため、国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議において国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアルの一部を改訂しました。

つきましては、貴協会において、同マニュアルについて、国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインと合わせ、参加会員に対し改めて周知をお願いいたします。